

平成 24 年 6 月 4 日

## 平成 25 年度補助事業の方針について(案)

本財団の補助事業は、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部を広く社会還元することを目的に、自転車、機械工業の振興並びに社会福祉・公益の増進に関し社会貢献を果たしています。

機械工業振興分野については、「機械工業の基盤を支えてきた地域産業」、「ものづくり産業の振興及び産業活力を高め、新たな価値の創造への取組み」、それらを後押しする活動などを支援します。

公益振興分野については、「高齢者、障害者の社会参加など、地域社会と人とのかかわりの中で、つながりを築く取組み」、「生きがいを高められる活動」、それらを後押しする活動などを支援します。

両分野共に、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」及び「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。限られた財源をより一層効率的・効果的な社会貢献活動に向けていくため、「チャレンジ、チェンジ」を合言葉に補助事業を行ってまいります。

また、東日本大震災の復興には、相当の期間が必要であり、息の長い支援が求められることから、今後とも震災復興の支援に重点的に取り組むこととします。

## 2. 公益事業振興補助事業

## 2-1 公益の増進

## (1) 自転車・モーターサイクル関係

自転車・モーターサイクルについては、競技力向上はもとより、漸増傾向にある自転車事故を防止するため、自転車の利用者・新たな利用形態の拡大に伴い顕在化している諸問題(交通ルールが守られていない、ノーブレーキなど)の解決に資する事業を支援します。

## (2) 文教・社会環境関係

文教・社会環境については、地域社会との結びつきが希薄な現代社会において、子どものひきこもり・不登校に対する支援のみならず、次代の日本を担う子ども、若者の社会参加を促し、地域社会が支えながら、リーダーとなりうる人材を育成していく事業を支援します。

## (3) 国際交流関係

国際交流については、新興国の台頭が著しく、グローバル化への対応が今後一層求められることから、国際的な舞台で活躍できる人材、とりわけ次代を担う若者の育成を目的とした事業を支援します。

## (4) 体育・スポーツ関係

体育・スポーツについては、競技力向上のみならず、「スポーツ基本法」の基本理念

に対応した、地域活性化や障害者スポーツの推進に資する事業を支援します。

#### (5) 医療・公衆衛生関係

医療・公衆衛生については、難病に関する医療機器の整備を支援するとともに、特に難病に指定されていない希少難病の啓発活動に対する取組みも支援します。また、検診車の整備については、高齢者・障害者にやさしく、受診率向上が期待されるバリアフリー型検診車の整備事業を支援します。

#### (6) 新世紀未来創造プロジェクト関係

新世紀未来創造プロジェクトについては、児童・生徒の間で「地域貢献に対する意識」、「他人を思いやる気持ち」が芽生えてきていることから、子どもが主体的になって行う活動を支援します。

### 2-2 社会福祉の増進

#### (1) 児童関係

児童については、こどもが幸せに暮らせる社会を作る活動(ソフト事業)にも引き続き配慮して、子どもの健全育成に資する事業を支援します。

#### (2) 高齢者関係

高齢者については、喫緊の社会的課題(孤独死など)の解決のため、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。

#### (3) 障害者関係

障害者については、補助財源が限られる中、特に地域社会への移行に資する施設の建築について、その必要性に配慮しつつより効果的・効率的な支援を行います。

#### (4) 車両整備等福祉活動関係

車両整備等福祉活動については、幸せに暮らせる福祉社会を作る活動を引き続き支援するとともに、福祉車両については、事業に応じた必要な車種を選べるなど、自由度が高い車両整備事業を引き続き支援します。

### 2-3 非常災害の援護

東日本大震災においては、平時から整備・備蓄してきた緊急支援物資を被災地へ迅速に届けることができました。今後発生が予想される大規模な自然災害に備え、緊急支援の在り方等含め、より効果的な方法について検討します。

### 2-4 地域振興

東日本大震災復興については、その重要性に鑑み、引き続きの支援が必要です。

なお、被災地の産業の振興・創出、被災地域の復興を担う人材の育成及び今後発生が予想される大規模な自然災害に備え、平時からの取組みなど中長期的な視点も考慮しながら、「定期募集(前年度)」と「臨時募集(年度内に随時)」については、各募集の対象事業の明確化を検討していきます。